

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】																																																																																		
3. 基本事項 3-6 工事書類の提出方法 (紙と電子)の 明確化 p5	3-5 提示書類の作成 (1)「提示する書類」を<u>提出させないことを徹底する</u>。 (2)「提示する書類」は、<u>発注者がその内容を確認できればよいものである</u>。このため、可能な限り提示書類の作成手間を軽減した提示方法とする。 〈例〉納品伝票 受注者は、処分施設等の伝票類（原本）を綴り、監督員に提示。（コピーは不要） 3-6 工事書類の提出方法（紙と電子）の明確化 (「<u>工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）</u>」) (1) 提出方法（紙と電子） 電子納品対象工事*の工事書類の提出方法は、下表を原則とする。なお、<u>工事写真</u>については、紙と電子の両方を提出することを原則とする。 * 電子納品対象工事： 設計金額2千万円以上の工事（緊急施工が必要な災害復旧工事等を除く） <table> <tr> <th rowspan="2">工事書類</th><th colspan="2">提出方法</th></tr> <tr> <th>紙</th><th>電子</th></tr> <tr><td>工事写真</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>発注図面</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>完成図面</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>施設台帳データ</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>施工計画書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>材料確認願・承諾願</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>出来形・品質管理に関する書類</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>工事打合簿</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>工事履行報告書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>段階確認・立会願</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>特記仕様書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>電気通信、機械設備に関する書類</td><td>○</td><td></td></tr> </table> (2) 電子納品に係る事前協議 紙による提出を原則としている書類のうち、重要構造物及び新技術・新工法に関する書類など維持管理等において利活用が見込まれる書類に限り、電子による提出の対象にできる。なお、<u>電子による提出とする場合には、受発注者間で事前協議（以下、「事前協議」という。）において、紙による提出の有無について取り決めておく。</u> 受注者は、協議結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」に取りまとめる。 ＜利活用が見込まれる書類例＞ 【施工計画書】 ・先進的な工法の施工方法、特殊な施工現場での施工機械が記載されたもの 【材料確認願・承諾願】 ・機械製品等の製造元や型番、特殊な二次製品等のカタログを含むもの 【出来形・品質管理に関する書類】 ・重要構造物に関する品質管理や出来形管理に関する書類	工事書類	提出方法		紙	電子	工事写真	○	○	発注図面		○	完成図面		○	施設台帳データ		○	施工計画書	○		材料確認願・承諾願	○		出来形・品質管理に関する書類	○		工事打合簿	○		工事履行報告書	○		段階確認・立会願	○		特記仕様書	○		電気通信、機械設備に関する書類	○		3-5 提示書類の作成 (1)「提示する書類」を<u>提出させないことを徹底する</u>。 (2)「提示する書類」は、<u>発注者がその内容を確認できればよいものである</u>。このため、可能な限り提示書類の作成手間を軽減した提示方法とする。 〈例〉納品伝票 受注者は、処分施設等の伝票類（原本）を綴り、監督員に提示。（コピーは不要） 3-6 工事書類の提出方法（紙と電子）の明確化 (「<u>工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）</u>」) (1) 提出方法（紙と電子） 電子納品対象工事*の工事書類の提出方法は、下表を原則とする。なお、<u>工事写真</u>については、紙と電子の両方を提出することを原則とする。 * 電子納品対象工事： 設計金額2千万円以上の工事（緊急施工が必要な災害復旧工事等を除く） <table> <tr> <th rowspan="2">工事書類</th><th colspan="2">提出方法</th></tr> <tr> <th>紙</th><th>電子</th></tr> <tr><td>工事写真</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>発注図面</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>完成図面</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>施設台帳データ</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>施工計画書</td><td>○※1</td><td></td></tr> <tr><td>材料確認願・承諾願</td><td>○※2</td><td></td></tr> <tr><td>出来形・品質管理に関する書類</td><td>○※2</td><td></td></tr> <tr><td>工事打合簿</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>工事履行報告書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>段階確認・立会願</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>特記仕様書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>電気通信、機械設備に関する書類</td><td>○※2</td><td></td></tr> </table> ※1 重要構造物及び新技術・新工法に関する書類など維持管理等において利活用が見込まれる書類に限り、電子による提出の対象にできる。なお、<u>電子による提出とする場合には、受発注者間の事前協議において、紙による提出の有無について取り決めておく。</u> ＜利活用が見込まれる書類例＞ ・先進的な工法の施工方法、特殊な施工現場での施工機械が記載されたもの ※2 電子による提出に努める。 (2) 電子納品等に係る事前協議 電子納品対象工事における工事書類の提出方法や検査時の対応等については、受発注者間の事前協議により決定し、受注者は、協議結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」に取りまとめ工事打合簿により監督員に提出する。 Point ・電子納品対象の工事書類については、工事書類削減のため、検査時の対応も電子データによる対応に努める。	工事書類	提出方法		紙	電子	工事写真	○	○	発注図面		○	完成図面		○	施設台帳データ		○	施工計画書	○※1		材料確認願・承諾願	○※2		出来形・品質管理に関する書類	○※2		工事打合簿		○	工事履行報告書		○	段階確認・立会願		○	特記仕様書		○	電気通信、機械設備に関する書類	○※2	
工事書類	提出方法																																																																																			
	紙	電子																																																																																		
工事写真	○	○																																																																																		
発注図面		○																																																																																		
完成図面		○																																																																																		
施設台帳データ		○																																																																																		
施工計画書	○																																																																																			
材料確認願・承諾願	○																																																																																			
出来形・品質管理に関する書類	○																																																																																			
工事打合簿	○																																																																																			
工事履行報告書	○																																																																																			
段階確認・立会願	○																																																																																			
特記仕様書	○																																																																																			
電気通信、機械設備に関する書類	○																																																																																			
工事書類	提出方法																																																																																			
	紙	電子																																																																																		
工事写真	○	○																																																																																		
発注図面		○																																																																																		
完成図面		○																																																																																		
施設台帳データ		○																																																																																		
施工計画書	○※1																																																																																			
材料確認願・承諾願	○※2																																																																																			
出来形・品質管理に関する書類	○※2																																																																																			
工事打合簿		○																																																																																		
工事履行報告書		○																																																																																		
段階確認・立会願		○																																																																																		
特記仕様書		○																																																																																		
電気通信、機械設備に関する書類	○※2																																																																																			

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
3. 基本事項 3-7 電子化書類の作成 p6	3-7 電子化書類の作成【共通仕様書 第3編 3-1-1-8】 (1) 兵庫県電子施工管理システムの活用 設計金額が2,000万円以上かつ工期4か月以上の工事（鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事等を除く。）は、原則として、兵庫県電子施工管理システム（以下「電子施工管理システム」という。）を活用し工事関係書類を作成するものとする。 ただし、事前協議により、電子施工管理システムを利用しない場合は、この限りではない。 Point ・電子施工管理システムは、通信ネットワーク技術を活用し、工事施工中の情報交換や共有を、効率的に行えるシステムである。 ・電子施工管理システムの活用の効果としては、施工管理の適正化、移動時間や場所にとらわれない文書交換、正確な情報伝達、データ整理の効率化等が挙げられる。 ・電子施工管理システムの活用については、事前協議のうえ、工事書類作成の簡素化が、より一層推進できるように運用すること。 (2) 工事関係書類の様式集の活用 工事関係書類の様式は、以下のアドレスでダウンロードし、電子データを活用。 https://www.cals.pref.hyogo.jp/hyogo/stl/index.html	3-7 電子化書類の作成【共通仕様書 第3編 3-1-1-7】 (1) 兵庫県電子施工管理システムの活用 設計金額が2,000万円以上かつ工期4か月以上の工事（鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事等を除く。）は、原則として、兵庫県電子施工管理システム（以下「電子施工管理システム」という。）を活用し工事関係書類を作成するものとする。 ただし、事前協議により、電子施工管理システムを利用しない場合は、この限りではない。 Point ・電子施工管理システムは、通信ネットワーク技術を活用し、工事施工中の情報交換や共有を、効率的に行えるシステムである。 ・電子施工管理システムの活用の効果としては、施工管理の適正化、移動時間や場所にとらわれない文書交換、正確な情報伝達、データ整理の効率化等が挙げられる。 ・電子施工管理システムの活用については、事前協議のうえ、工事書類作成の簡素化が、より一層推進できるように運用すること。 (2) 工事関係書類の様式集の活用 工事関係書類の様式は、以下のアドレスでダウンロードし、電子データを活用。 https://www.cals.pref.hyogo.jp/hyogo/stl/index.html

新旧对照表

項目

4. 工事関係書類一覽表（案）
4-1 必要な書類（共通）

p7

旧【H29年3月版】

4. 工事関係書類一覧表 (案)

(一覧表は、一定期間の運用をおこない、よりよい様式にしていきます。)

4-1 共通的に必要な書類

土木工事共通仕様書第1編～第3編で提示・提出と位置づけられた項目を記載

[illegible]

新【H30年10月版】

4. 工事関係書類一覧表 (案)

(一覧表は、一定期間の運用をおこない、よりよい様式にしていきます。)

4-1 必要な書類（共通）

土木工事共通仕様書のうち、第1編第1章、第2編第1章、第3編第1章で提示・提出と位置づけられた項目を記載。

[illegible]

新旧对照表

項 目

4. 工事関係書類一覽表（案）
4-1 必要な書類（共通）

p8

旧【H29年3月版】

[illegible]

新【H30年10月版】

[illegible]

新旧对照表

項目

旧【H29年3月版】

新【H30年10月版】

4. 工事関係書類一覽表（案）
4-1 必要な書類（共通）

p9

[illegible][illegible]

新旧对照表

項目

4. 工事関係書類一覽表（案）
4-1 必要な書類（共通）

p10

旧【H29年3月版】

[illegible]

新【H30年10月版】

[illegible]

新旧对照表

項目

4. 工事関係書類一覽表（案）
4-1 必要な書類（共通）

p11

旧【H29年3月版】

[illegible]

新【H30年10月版】

[illegible]

監査員等への提出が必要となる物資の抽出率を算出する。抽出率を算出するに当たっては、まず、物資の種類別抽出率を算出する。抽出率を算出するに当たっては、まず、物資の種類別抽出率を算出する。抽出率を算出するに当たっては、まず、物資の種類別抽出率を算出する。

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

[illegible]

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】																																																																	
4. 工事関係書類一覧表（案） 4-1 必要な書類（共通）	<table><tr><th colspan="13">土木工事関係書類の提出・提出の条件等</th></tr><tr><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th><th>提出・提出の条件等</th></tr><tr><td>1. 一般事項</td><td>2. 工事関係書類</td><td>3. 工事関係書類</td><td>4. 工事関係書類</td><td>5. 工事関係書類</td><td>6. 工事関係書類</td><td>7. 工事関係書類</td><td>8. 工事関係書類</td><td>9. 工事関係書類</td><td>10. 工事関係書類</td><td>11. 工事関係書類</td><td>12. 工事関係書類</td><td>13. 工事関係書類</td></tr><tr><td>1-1-1-1 工事関係書類</td><td>1-1-1-2 工事関係書類</td><td>1-1-1-3 工事関係書類</td><td>1-1-1-4 工事関係書類</td><td>1-1-1-5 工事関係書類</td><td>1-1-1-6 工事関係書類</td><td>1-1-1-7 工事関係書類</td><td>1-1-1-8 工事関係書類</td><td>1-1-1-9 工事関係書類</td><td>1-1-1-10 工事関係書類</td><td>1-1-1-11 工事関係書類</td><td>1-1-1-12 工事関係書類</td><td>1-1-1-13 工事関係書類</td></tr><tr><td>1-1-1-14 工事関係書類</td><td>1-1-1-15 工事関係書類</td><td>1-1-1-16 工事関係書類</td><td>1-1-1-17 工事関係書類</td><td>1-1-1-18 工事関係書類</td><td>1-1-1-19 工事関係書類</td><td>1-1-1-20 工事関係書類</td><td>1-1-1-21 工事関係書類</td><td>1-1-1-22 工事関係書類</td><td>1-1-1-23 工事関係書類</td><td>1-1-1-24 工事関係書類</td><td>1-1-1-25 工事関係書類</td><td>1-1-1-26 工事関係書類</td></tr></table>	土木工事関係書類の提出・提出の条件等													提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	1. 一般事項	2. 工事関係書類	3. 工事関係書類	4. 工事関係書類	5. 工事関係書類	6. 工事関係書類	7. 工事関係書類	8. 工事関係書類	9. 工事関係書類	10. 工事関係書類	11. 工事関係書類	12. 工事関係書類	13. 工事関係書類	1-1-1-1 工事関係書類	1-1-1-2 工事関係書類	1-1-1-3 工事関係書類	1-1-1-4 工事関係書類	1-1-1-5 工事関係書類	1-1-1-6 工事関係書類	1-1-1-7 工事関係書類	1-1-1-8 工事関係書類	1-1-1-9 工事関係書類	1-1-1-10 工事関係書類	1-1-1-11 工事関係書類	1-1-1-12 工事関係書類	1-1-1-13 工事関係書類	1-1-1-14 工事関係書類	1-1-1-15 工事関係書類	1-1-1-16 工事関係書類	1-1-1-17 工事関係書類	1-1-1-18 工事関係書類	1-1-1-19 工事関係書類	1-1-1-20 工事関係書類	1-1-1-21 工事関係書類	1-1-1-22 工事関係書類	1-1-1-23 工事関係書類	1-1-1-24 工事関係書類	1-1-1-25 工事関係書類	1-1-1-26 工事関係書類	削除
土木工事関係書類の提出・提出の条件等																																																																			
提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等	提出・提出の条件等																																																							
1. 一般事項	2. 工事関係書類	3. 工事関係書類	4. 工事関係書類	5. 工事関係書類	6. 工事関係書類	7. 工事関係書類	8. 工事関係書類	9. 工事関係書類	10. 工事関係書類	11. 工事関係書類	12. 工事関係書類	13. 工事関係書類																																																							
1-1-1-1 工事関係書類	1-1-1-2 工事関係書類	1-1-1-3 工事関係書類	1-1-1-4 工事関係書類	1-1-1-5 工事関係書類	1-1-1-6 工事関係書類	1-1-1-7 工事関係書類	1-1-1-8 工事関係書類	1-1-1-9 工事関係書類	1-1-1-10 工事関係書類	1-1-1-11 工事関係書類	1-1-1-12 工事関係書類	1-1-1-13 工事関係書類																																																							
1-1-1-14 工事関係書類	1-1-1-15 工事関係書類	1-1-1-16 工事関係書類	1-1-1-17 工事関係書類	1-1-1-18 工事関係書類	1-1-1-19 工事関係書類	1-1-1-20 工事関係書類	1-1-1-21 工事関係書類	1-1-1-22 工事関係書類	1-1-1-23 工事関係書類	1-1-1-24 工事関係書類	1-1-1-25 工事関係書類	1-1-1-26 工事関係書類																																																							

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

新【H30年10月版】

旧【H29年3月版】

項目

4. 工事関係書類一覧表（案）
4-1 必要な書類（共通）

削除

新旧对照表

[illegible]

新 旧 对 照 表

[illegible]

新旧对照表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】																																																																																																																																																																																																																																																																																
4. 工事関係書類一覧表（案） 4-2 必要な書類（工種別） p13	追加	<table> <tr> <th data-bbox="1279 1225 1299 1430" rowspan="2">土木工事共通仕様の項目</th><th data-bbox="1299 1225 1319 1430" rowspan="2">項 目</th><th data-bbox="1279 1018 1299 1225" rowspan="2"></th><th data-bbox="1279 844 1299 1018" rowspan="2">提出・提示の条件等</th><th data-bbox="1279 670 1299 844" rowspan="2">資料の内容等</th><th data-bbox="1279 496 1299 670" rowspan="2">提出・提示の期限</th><th colspan="2" data-bbox="1279 322 1299 496">資料の提出づけ</th><th data-bbox="1279 221 1299 322" rowspan="2">備考</th><th data-bbox="1279 221 1299 322" rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th data-bbox="1279 322 1299 496">提出</th><th data-bbox="1279 322 1299 496">指示</th></tr> <tr> <td data-bbox="1319 1225 1339 1430">3-2-12-1 (港湾工事材料) 防食材料 アルミニウム合金</td><td data-bbox="1339 1225 1359 1430">3</td><td data-bbox="1359 1225 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 1225 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 1225 1420 1430">試験成績書</td><td data-bbox="1420 1225 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 1225 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 1225 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 1225 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 1225 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 1182 1339 1430">3-2-13-1 (港湾工事材料) ゴム防湿材</td><td data-bbox="1339 1182 1359 1430">4</td><td data-bbox="1359 1182 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 1182 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 1182 1420 1430">ゴム防湿は耐久性能証明書を要する。試験成績書の提出。</td><td data-bbox="1420 1182 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 1182 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 1182 1480 1430">(確認または承認)</td><td data-bbox="1480 1182 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 1182 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 1139 1339 1430">3-2-16-1 (港湾工事材料) アスファルトマフ</td><td data-bbox="1339 1139 1359 1430">3</td><td data-bbox="1359 1139 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 1139 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 1139 1420 1430">アスファルト会社の配合報告</td><td data-bbox="1420 1139 1440 1430">報告に先立ち</td><td data-bbox="1440 1139 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 1139 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 1139 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 1139 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 1099 1339 1430">3-2-17-1 (港湾工事材料・コンクリート) 一般事項</td><td data-bbox="1339 1099 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 1099 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 1099 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 1099 1420 1430">アルカリ骨材反応試験対策の適合を、確認した資料</td><td data-bbox="1420 1099 1440 1430">コンクリートを使用する前</td><td data-bbox="1440 1099 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 1099 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 1099 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 1099 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 1056 1339 1430">3-2-19-1 (港湾工事材料) ベーハートレーン</td><td data-bbox="1339 1056 1359 1430">2</td><td data-bbox="1359 1056 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 1056 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 1056 1420 1430">ドレーン材の試験成績書</td><td data-bbox="1420 1056 1440 1430">施工に先立ち</td><td data-bbox="1440 1056 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 1056 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 1056 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 1056 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 1015 1339 1430">3-2-19-5 (港湾工事材料) 防食防虫薬</td><td data-bbox="1339 1015 1359 1430">1</td><td data-bbox="1359 1015 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 1015 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 1015 1420 1430">品質等を確認できる資料</td><td data-bbox="1420 1015 1440 1430">施工に先立ち</td><td data-bbox="1440 1015 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 1015 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 1015 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 1015 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 971 1339 1430">3-2-19-5 (港湾工事材料) の薬剤使用</td><td data-bbox="1339 971 1359 1430">2</td><td data-bbox="1359 971 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 971 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 971 1420 1430">構造図</td><td data-bbox="1420 971 1440 1430">施工に先立ち</td><td data-bbox="1440 971 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 971 1480 1430">(承認)</td><td data-bbox="1480 971 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 971 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 932 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 932 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 932 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 932 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 932 1420 1430">品質の確認ができる資料</td><td data-bbox="1420 932 1440 1430">使用するまでに</td><td data-bbox="1440 932 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 932 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 932 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 932 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 888 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) マグナエ</td><td data-bbox="1339 888 1359 1430">2</td><td data-bbox="1359 888 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 888 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 888 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 888 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 888 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 888 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 888 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 888 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 847 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 847 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 847 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 847 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 847 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 847 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 847 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 847 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 847 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 847 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 805 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 805 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 805 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 805 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 805 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 805 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 805 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 805 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 805 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 805 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 764 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 764 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 764 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 764 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 764 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 764 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 764 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 764 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 764 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 764 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 721 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 721 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 721 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 721 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 721 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 721 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 721 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 721 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 721 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 721 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 679 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 679 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 679 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 679 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 679 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 679 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 679 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 679 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 679 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 679 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 636 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 636 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 636 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 636 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 636 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 636 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 636 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 636 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 636 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 636 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 595 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 595 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 595 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 595 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 595 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 595 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 595 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 595 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 595 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 595 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 553 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 553 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 553 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 553 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 553 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 553 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 553 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 553 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 553 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 553 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 512 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 512 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 512 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 512 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 512 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 512 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 512 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 512 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 512 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 512 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 469 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 469 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 469 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 469 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 469 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 469 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 469 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 469 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 469 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 469 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 427 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 427 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 427 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 427 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 427 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 427 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 427 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 427 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 427 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 427 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 386 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 386 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 386 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 386 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 386 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 386 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 386 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 386 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 386 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 386 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 343 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 343 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 343 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 343 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 343 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 343 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 343 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 343 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 343 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 343 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 301 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 301 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 301 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 301 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 301 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 301 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 301 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 301 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 301 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 301 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 260 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 260 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 260 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 260 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 260 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 260 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 260 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 260 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 260 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 260 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 218 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 218 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 218 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 218 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 218 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 218 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 218 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 218 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 218 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 218 1520 1430"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1319 175 1339 1430">3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部</td><td data-bbox="1339 175 1359 1430"></td><td data-bbox="1359 175 1379 1430"></td><td data-bbox="1379 175 1400 1430"></td><td data-bbox="1400 175 1420 1430">高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果</td><td data-bbox="1420 175 1440 1430">事前に</td><td data-bbox="1440 175 1460 1430">●</td><td data-bbox="1460 175 1480 1430"></td><td data-bbox="1480 175 1500 1430"></td><td data-bbox="1500 175 1520 1430"></td></tr> </table>	土木工事共通仕様の項目	項 目		提出・提示の条件等	資料の内容等	提出・提示の期限	資料の提出づけ		備考	備考	提出	指示	3-2-12-1 (港湾工事材料) 防食材料 アルミニウム合金	3			試験成績書	事前に	●				3-2-13-1 (港湾工事材料) ゴム防湿材	4			ゴム防湿は耐久性能証明書を要する。試験成績書の提出。	事前に	●	(確認または承認)			3-2-16-1 (港湾工事材料) アスファルトマフ	3			アスファルト会社の配合報告	報告に先立ち	●				3-2-17-1 (港湾工事材料・コンクリート) 一般事項				アルカリ骨材反応試験対策の適合を、確認した資料	コンクリートを使用する前	●				3-2-19-1 (港湾工事材料) ベーハートレーン	2			ドレーン材の試験成績書	施工に先立ち	●				3-2-19-5 (港湾工事材料) 防食防虫薬	1			品質等を確認できる資料	施工に先立ち	●				3-2-19-5 (港湾工事材料) の薬剤使用	2			構造図	施工に先立ち	●	(承認)			3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				品質の確認ができる資料	使用するまでに	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) マグナエ	2			高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●				3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●			
土木工事共通仕様の項目	項 目								提出・提示の条件等	資料の内容等			提出・提示の期限	資料の提出づけ		備考	備考																																																																																																																																																																																																																																																																	
			提出	指示																																																																																																																																																																																																																																																																														
3-2-12-1 (港湾工事材料) 防食材料 アルミニウム合金	3			試験成績書	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-13-1 (港湾工事材料) ゴム防湿材	4			ゴム防湿は耐久性能証明書を要する。試験成績書の提出。	事前に	●	(確認または承認)																																																																																																																																																																																																																																																																											
3-2-16-1 (港湾工事材料) アスファルトマフ	3			アスファルト会社の配合報告	報告に先立ち	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-17-1 (港湾工事材料・コンクリート) 一般事項				アルカリ骨材反応試験対策の適合を、確認した資料	コンクリートを使用する前	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-19-1 (港湾工事材料) ベーハートレーン	2			ドレーン材の試験成績書	施工に先立ち	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-19-5 (港湾工事材料) 防食防虫薬	1			品質等を確認できる資料	施工に先立ち	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-19-5 (港湾工事材料) の薬剤使用	2			構造図	施工に先立ち	●	(承認)																																																																																																																																																																																																																																																																											
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				品質の確認ができる資料	使用するまでに	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) マグナエ	2			高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-20-2 (港湾工事材料) 出だし部				高強度に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●																																																																																																																																																																																																																																																																												

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

項 目		旧 【H29年3月版】		新 【H30年10月版】					
4. 工事関係書類一覧表（案） 4-2 必要な書類（工種別）		追加							
p17									
土木工事関係建設現場の現場		提出・提出時の条件等	資料の内容	提出・提出の期限	資料の位置づけ	チェック欄		備考	更新履歴
工種	項 目	提出・提出時の条件等	資料の内容	提出・提出の期限	資料の位置づけ	提出	提出	提出	提出
3-2-4-1 掘削・掘削工事	1. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-2 掘削・掘削工事	2. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-3 掘削・掘削工事	3. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-4 掘削・掘削工事	4. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-5 掘削・掘削工事	5. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-6 掘削・掘削工事	6. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-7 掘削・掘削工事	7. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-8 掘削・掘削工事	8. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-9 掘削・掘削工事	9. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-10 掘削・掘削工事	10. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-11 掘削・掘削工事	11. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-12 掘削・掘削工事	12. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-13 掘削・掘削工事	13. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-14 掘削・掘削工事	14. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-15 掘削・掘削工事	15. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-16 掘削・掘削工事	16. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-17 掘削・掘削工事	17. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-18 掘削・掘削工事	18. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-19 掘削・掘削工事	19. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-20 掘削・掘削工事	20. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-21 掘削・掘削工事	21. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-22 掘削・掘削工事	22. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-23 掘削・掘削工事	23. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-24 掘削・掘削工事	24. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-25 掘削・掘削工事	25. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-26 掘削・掘削工事	26. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-27 掘削・掘削工事	27. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-28 掘削・掘削工事	28. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-29 掘削・掘削工事	29. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-30 掘削・掘削工事	30. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-31 掘削・掘削工事	31. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-32 掘削・掘削工事	32. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-33 掘削・掘削工事	33. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-34 掘削・掘削工事	34. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-35 掘削・掘削工事	35. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-36 掘削・掘削工事	36. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-37 掘削・掘削工事	37. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-38 掘削・掘削工事	38. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-39 掘削・掘削工事	39. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-40 掘削・掘削工事	40. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-41 掘削・掘削工事	41. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-42 掘削・掘削工事	42. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-43 掘削・掘削工事	43. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			
3-2-4-44 掘削・掘削工事	44. 掘削工程の図面		掘削工程の図面			●			

新旧对照表

[illegible]

新旧对照表

項目

4. 工事関係書類一覧表（案）
4-3 河川工事のみ必要な書類

p19

旧【H29年3月版】

4-2 河川工事のみ必要な書類

土木工事共通仕様書第6編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。

[illegible]

南チエングリスとは、土木大工工場の労働者のうち、最も遅く雇われていた労働者となっていた。南チエングリスは、土木大工工場の労働者のうち、最も遅く雇われていた労働者となっていた。

新【H30年10月版】

4-3 河川工事のみ必要な書類

土木工事共通仕様書第6編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。

[illegible]

主) 当フェリスは、土木工事事業等、第6種で提示資料として位置づけられている項目となっている。

新旧对照表

項目

4. 工事関係書類一覧表（案）
4-4 砂防工事のみ必要な書類

p20

旧【H29年3月版】

4-3 砂防工事のみ必要な書類

土木工事共通仕様書第8編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。

土木工事共通仕様書の区分			資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等		資料の位置づけ		提出・提出後の受領等		資料の内容		提出・提出後の受領等	
--------------	--	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--	---------	--	------------	--	-------	--	------------	--

新旧对照表

項目

4. 工事関係書類一覧表（案）
4-5 道路工事のみ必要な書類

p21

旧【H29年3月版】

4-4 道路工事のみ必要な書類

土木工事共通仕様書第 10 編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。

土木工事入札選定様式(甲)の記載				提出・送付の条件等		資料の内容		提出・授受の記録		資料の届着状況		発注・提出		発注・提出		発注・提出		発注・提出	
				提出・送付の条件等		資料の内容		提出・授受の記録		資料の届着状況		発注・提出		発注・提出		発注・提出		発注・提出	
				提出・送付の条件等		資料の内容		提出・授受の記録		資料の届着状況		発注・提出		発注・提出		発注・提出		発注・提出	
1. 発注要約に必要となる書類																			
3.6 発注要約				10-27		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-28		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-29		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-30		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-31		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-32		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-33		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-34		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-35		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-36		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-37		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-38		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-39		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-40		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-41		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-42		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-43		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-44		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-45		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-46		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-47		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-48		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-49		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-50		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-51		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-52		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-53		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-54		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-55		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-56		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-57		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-58		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-59		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-60		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-61		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-62		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-63		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-64		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-65		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-66		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-67		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-68		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-69		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-70		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-71		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-72		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-73		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-74		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-75		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-76		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-77		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-78		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-79		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-80		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-81		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-82		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-83		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-84		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-85		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-86		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-87		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-88		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-89		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-90		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-91		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-92		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-93		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-94		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-95		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-96		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-97		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-98		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				10-99		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-00		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-01		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-02		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-03		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-04		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-05		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-06		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-07		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-08		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-09		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-10		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-11		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-12		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-13		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-14		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-15		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-16		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-17		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-18		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-19		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-20		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-21		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-22		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-23		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-24		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-25		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-26		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-27		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-28		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-29		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				11-30		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-01		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-02		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-03		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-04		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-05		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-06		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-07		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-08		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-09		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-10		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-11		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3.6 発注要約				12-12		3.6 発注要約		●		●		●		●		●		●	
3																			

新【H30年10月版】

4-5 道路工事のみ必要な書類

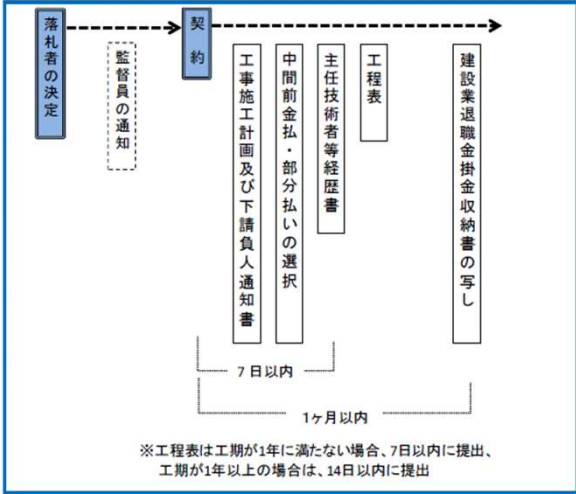
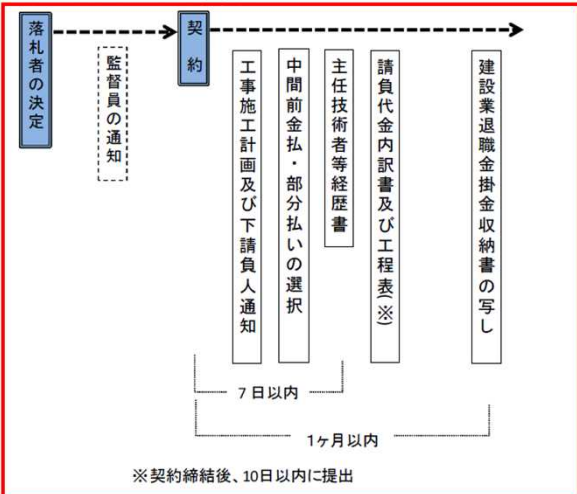
土木工事共通仕様書第10編で提示・提出と位置づけられた項目を記載

[illegible]

新旧对照表

項目	4. 工事関係書類一覧表(案) 4-5 道路工事のみ必要な書類	旧【H29年3月版】		新【H30年10月版】	
p22					

新旧対照表

項目	旧【H29年3月版】	新【H30年10月版】
5. 契約時に必要となる書類 p23	5. 契約時に必要となる書類  ※工程表は工期が1年に満たない場合、7日以内に提出、工期が1年以上の場合は、14日以内に提出 5-1 監督員通知書【契約書第9条】 発注者は、契約書第9条(根拠：建設業法第19条の2第2項)に基づき、監督員の氏名を受注者に通知する。 5-2 工事施工計画及び下請人等(変更)通知書【契約書第10条】 受注者は、当該工事における自社施工及び下請け施工の範囲、現場代理人等の配置技術者について、契約締結時(または下請け契約に変更が生じた時)に、契約担当者に通知する。 Point ・下請け契約の合計が4,000万円(建築一式工事は、6,000万円)以上の場合は 特定建設業許可が必要であり、監理技術者の配置が必要(建設業法第26条、27条) 5-3 監理技術者等の専任期間 【契約書第10条、平成27年4月30日付け 契第1049号】 受注者が監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、契約期間中であっても以下に示す期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、受注者は工事打合簿により主任監督員と協議し承諾を受ける。 ①契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間) ②工事を全面的に一時中止している期間(工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等) ③工場製作のみが行われている期間(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等)	5. 契約時に必要となる書類  ※契約締結後、10日以内に提出 5-1 監督員通知書【契約書第9条】 発注者は、契約書第9条(根拠：建設業法第19条の2第2項)に基づき、監督員の氏名を受注者に通知する。 5-2 工事施工計画及び下請人等(変更)通知書【契約書第10条】 受注者は、当該工事における自社施工及び下請け施工の範囲、現場代理人等の配置技術者について、契約締結時(または下請け契約に変更が生じた時)に、契約担当者に通知する。 Point ・下請け契約の合計が4,000万円(建築一式工事は、6,000万円)以上の場合は 特定建設業許可が必要であり、監理技術者の配置が必要(建設業法第26条、27条) 5-3 監理技術者等の専任期間 【契約書第10条、平成27年4月30日付け 契第1049号】 受注者が監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、契約期間中であっても以下に示す期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、受注者は工事打合簿により主任監督員と協議し承諾を受ける。 ①契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間) ②工事を全面的に一時中止している期間(工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等) ③工場製作のみが行われている期間(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等)

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
5. 契約時に必要となる書類 5-6 工程表 p24	④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 5-4 中間前金払・部分払の選択【契約書第34条】 受注者は、契約締結時に中間前金制度*¹及び部分払い制度*²を選択し、契約締結時に契約担当者に提出する。 Point ・中間前金制度は、契約金額 100 万円以上かつ工期 60 日以上の工事が対象 ・契約締結後の選択変更は、認められない。 *1 中間前金制度 工期の 1/2 を経過し、既に完了した部分の経費が請け負い代金の 1/2 以上に相当するなどの要件を満たした場合に、既に支払いした前払い金に加え請負金額の 1/2 を超えない範囲で前払いが可能な制度 *2 部分払い制度 工事の完成前に、出来形部分、工事現場に搬入済の工事材料に相当する請負金額の 9/10 以内の額について、受注者が部分払いの請求ができる。 5-5 主任技術者等経歴書【契約書第10条】 受注者は、当該工事において建設業法第 26 条に定める一定の資格を有する技術者を配置する必要があり、その内容を契約後速やかに契約担当者に通知する。 Point ・主任技術者 1 級・2 級国家資格者、指定学科卒業＋実務経験者、実務経験者（10 年以上） ・監理技術者 1 級国家資格者、国土交通大臣特別認定者（指定建設業 7 業種）、指導監督的な実務経験者（指定建設業 7 業種以外） ・主任技術者及び監理技術者共通 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要 出典：監理技術者制度運用マニュアル 5-6 工程表【契約書第3条】 受注者は、設計図書に基づく工種毎の着手完成時期及び工事の進行予定を明確にし、契約図書の工程に関する理解を工程表（バーチャート）により、契約締結後、工期が 1 年に満たない場合は 7 日以内、工期が 1 年以上の場合は 14 日以内に契約担当者に提出する。 Point ・工程表は、契約図書の理解度を審査すべきものであり、工程管理は施工計画書記載の計画工程表により行う。	④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 5-4 中間前金払・部分払の選択【契約書第34条】 受注者は、契約締結時に中間前金制度*¹及び部分払い制度*²を選択し、契約締結時に契約担当者に提出する。 Point ・中間前金制度は、契約金額 100 万円以上かつ工期 60 日以上の工事が対象 ・契約締結後の選択変更は、認められない。 *1 中間前金制度 工期の 1/2 を経過し、既に完了した部分の経費が請け負い代金の 1/2 以上に相当するなどの要件を満たした場合に、既に支払いした前払い金に加え請負金額の 1/2 を超えない範囲で前払いが可能な制度 *2 部分払い制度 工事の完成前に、出来形部分、工事現場に搬入済の工事材料に相当する請負金額の 9/10 以内の額について、受注者が部分払いの請求ができる。 5-5 主任技術者等経歴書【契約書第10条】 受注者は、当該工事において建設業法第 26 条に定める一定の資格を有する技術者を配置する必要があり、その内容を契約後速やかに契約担当者に通知する。 Point ・主任技術者 1 級・2 級国家資格者、指定学科卒業＋実務経験者、実務経験者（10 年以上） ・監理技術者 1 級国家資格者、国土交通大臣特別認定者（指定建設業 7 業種）、指導監督的な実務経験者（指定建設業 7 業種以外） ・主任技術者及び監理技術者共通 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要 出典：監理技術者制度運用マニュアル 5-6 請負代金内訳書及び工程表【契約書第3条、共通仕様書第3編 3-1-1-2】 受注者は、設計図書に基づく工種毎の着手完成時期及び工事の進行予定を明確にし、契約図書の工程に関する理解を深めるため工程表（バーチャート）を作成する。 また、受注者は、下請業者も含めて必要な社会保険料等を適切に計上することを明確にするため、社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成する。 請負代金内訳書及び工程表は、契約締結後 10 日以内に契約担当者に提出する。 Point ・工程表は、契約図書の理解度を審査すべきものであり、工程管理は施工計画書記載の計画工程表により行う。

新旧対照表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
6. 着手前に必要となる書類 6-1 電子納品に係る事前協議チェックシート p26	6-1 電子納品に係る事前協議チェックシート【共通仕様書 第3編 3-1-1-8】 電子納品対象工事*1については、「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針（案）」に基づき、「電子納品に係る事前協議チェックシート」により、当該工事における電子納品に対する対応方針*2を受発注者間の協議により決定する。 受注者は、協議した結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」にとりまとめる。 *1 電子納品対象工事：設計金額2千万円以上の工事 *2 「3-6 工事書類の提出方法（紙と電子）の明確化」を参照 6-2 設計図書の照査【共通仕様書 第1編 1-1-1-3】 受注者は、施工前に設計図書の不整合や現地条件との不一致などを把握するため、契約図書の照査等を行い、<u>疑義がある場合は、図面等の確認できる資料を受注者の負担により作成し、工事打合簿（協議事項）により主任監督員と協議し指示を受ける。</u> なお、このことは、施工途中においても同様。 Point ・照査結果を工事打合簿により、主任監督員に提出する。 6-3 事前測量結果【共通仕様書 第1編 1-1-1-37】 受注者は、施工に先立ち設計図書と現地測量との差異を把握するため、監督員から指示された基準点等にもとづき、測量標（仮BM）、中心線、縦横断、用地測量等を行い、<u>疑義がある場合は、工事打合簿（協議事項）により主任監督員と協議し指示を受ける。</u> また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。 Point ・測量結果を工事打合簿により、主任監督員に提出する。 6-4 施工計画【共通仕様書 第1編 1-1-1-4】 施工計画書は、受注者が行う施工手順や体制、関係法令等に対する取り組みを、監督員に示すことにより、受発注間における施工に関する共通認識を図るものである。 Point ・工事着手前（契約書に定める工事始期日以降30日以内）に<u>主任監督員に紙ベースで提出し、監督員が確認。</u> ・<u>変更施工計画書は、工種、工期、施工方法の変更及び追加があった場合のみ作成する。</u> ・各種提出届の内容変更や追加提出については、工事打合簿（報告事項）により主任監督員に提出、主任監督員は、提出された施工計画書に添付する。 ・施工計画書は、受・発注者で各1部保管する。 (1) 施工計画書作成あたる留意点 ①記載する項目 ・施工計画書に記載する項目は、以下の表に示すとおり。なお、契約金額250万円未満の小規模工事は、後述の(2)のとおり、記載する項目や内容を簡素化する。 ・具体的な記載内容は、巻末の参考資料「施工計画書の作成例」を参照すること。 また、添付資料は、「4. 工事関係書類一覧表（案）」を参照すること。	6-1 電子納品に係る事前協議チェックシート【共通仕様書 第3編 3-1-1-7】 電子納品対象工事*1については、「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針（案）」に基づき、「電子納品に係る事前協議チェックシート」により、当該工事における電子納品に対する対応方針*2を受発注者間の協議により決定する。 受注者は、協議した結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」にとりまとめる。 *1 電子納品対象工事：設計金額2千万円以上の工事 *2 「3-6 工事書類の提出方法（紙と電子）の明確化」を参照 6-2 設計図書の照査【共通仕様書 第1編 1-1-1-3】 受注者は、施工前に設計図書の不整合や現地条件との不一致などを把握するため、契約図書の照査等を行い、<u>疑義がある場合は、図面等の確認できる資料を受注者の負担により作成し、工事打合簿（協議事項）により主任監督員と協議し指示を受ける。</u> なお、このことは、施工途中においても同様。 Point ・照査結果を工事打合簿により、主任監督員に提出する。 6-3 事前測量結果【共通仕様書 第1編 1-1-1-37】 受注者は、施工に先立ち設計図書と現地測量との差異を把握するため、監督員から指示された基準点等にもとづき、測量標（仮BM）、中心線、縦横断、用地測量等を行い、<u>疑義がある場合は、工事打合簿（協議事項）により主任監督員と協議し指示を受ける。</u> また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。 Point ・測量結果を工事打合簿により、主任監督員に提出する。 6-4 施工計画【共通仕様書 第1編 1-1-1-4】 施工計画書は、受注者が行う施工手順や体制、関係法令等に対する取り組みを、監督員に示すことにより、受発注間における施工に関する共通認識を図るものである。 Point ・工事着手前（契約書に定める工事始期日以降30日以内）に<u>主任監督員に紙ベースで提出し、監督員が確認。</u> ・<u>変更施工計画書は、工種、工期、施工方法の変更及び追加があった場合のみ作成する。</u> ・各種提出届の内容変更や追加提出については、工事打合簿（報告事項）により主任監督員に提出、主任監督員は、提出された施工計画書に添付する。 ・施工計画書は、受・発注者で各1部保管する。 (1) 施工計画書作成あたる留意点 ①記載する項目 ・施工計画書に記載する項目は、以下の表に示すとおり。なお、契約金額250万円未満の小規模工事は、後述の(2)のとおり、記載する項目や内容を簡素化する。 ・具体的な記載内容は、巻末の参考資料「施工計画書の作成例」を参照すること。 また、添付資料は、「4. 工事関係書類一覧表（案）」を参照すること。

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
6. 着手前に必要となる書類 6-8 施工体制関係書類 p32	6-8 施工体制台帳及び体系図【共通仕様書 第1編 1-1-1-10】 受注者は、下請契約を締結した場合、施工体制台帳及び施工体系図関係書類を下表により作成する。 施工体制台帳、施工体系図、下請負契約書（または注文書・請書、2次以下の下請け含む）、工事内容、建設業許可証、再下請通知書、主任技術者等の資格・所属書類 Point ・施工体制台帳、施工体系図を主任監督員に紙ベースで提出する。 ・工事担当技術者の施工体系図は、工事打合簿で提出する。 ・施工体制台帳及び施工体系図等は、工事完成後、発注者で1部保管する。 7. 工事施工に必要な書類 7-1 工事打合簿【必携4-27 共通仕様書3-1-1-8】 工事打合簿は、発注者と受注者が工事施工に関する協議事項や承諾事項、書類の提出などについて、その経緯や結論等を共通の理解とするため書面に記録するものである。 Point ・工事打合簿として処理する書類は、電子施工管理システム又は紙資料による方法で主任監督員に提出する。 ・また、工事打合簿は、工事完成図書としての納品時には、紙による提出を原則としており、電子による重複提出は行わない。 ・工事打合簿の内容欄には、発議事項の標題、経緯、結論等を簡潔に記載する。軽易な内容は、「別紙」添付とはせずに、工事打合簿1枚で完結するよう努める。	6-8 施工体制関係書類 (1) 施工体制台帳及び体系図【共通仕様書 第1編 1-1-1-10】 受注者は、下請契約を締結した場合、必携様式(A)(B)により施工体制台帳（2次以下の下請けの場合は、必携様式(E)の再下請通知書）、必携様式(C)(D)により施工体系図を作成し、その写しを工事打合簿（提出事項）で監督員に提出する。 施工体制台帳には以下の書類を添付する。（建設業法施行規則第14条の2第2項） ・下請負契約書（又は注文書・請書）の写し（当初及び変更） ・主任技術者等の資格及び雇用関係を証する書面の写し Point ・施工体制台帳、施工体系図を主任監督員に紙ベースで提出する。 ・工事担当技術者の施工体系図は、工事打合簿で提出する。 ・施工体制台帳及び施工体系図等は、工事完成後、発注者で1部保管する。 (2) 社会保険等加入状況の確認及び未加入の場合の必要書類 【契約書第7条の2、建設業における社会保険等加入対策に係る事務処理要領】 ①社会保険等加入状況の確認 発注者は、受注者が提出する施工体制台帳、下請契約書、請負代金内訳書により、<u>下請業者の社会保険等の加入状況を確認する。</u> なお、下請業者が社会保険等加入の適用除外の場合、受注者は「建設業における社会保険等加入対策に係る事務処理要領」（以下、「要領」という）に基づき、適用除外誓約書（要領様式A）を契約担当者に提出する。 ②特別事情申請書提出の指示 発注者は、①により下請業者の社会保険等未加入を確認した場合、要領に基づき<u>特別事情申請書（要領様式B）を指示日の翌日から起算日として7日以内に提出するよう工事打合簿により指示する。</u> ③特別事情申請書の提出 受注者は、②による指示があった場合は、<u>期日までに特別事情申請書を契約担当者に提出する。</u> Point ・社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることは原則禁止となっている。 ・特別な事情により未加入業者を下請負人とする場合は、「建設業における社会保険等加入対策に係る事務処理要領」に基づき手続きを行う。

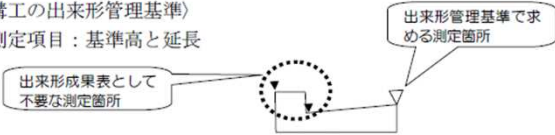
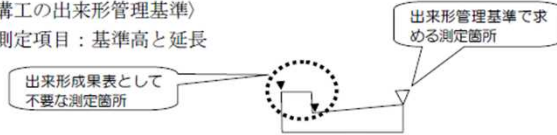
新旧対照表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
7. 工事施工に必要な書類 7-1 工事打合せ簿 p33	6-8 施工体制台帳及び体系図【共通仕様書 第1編 1-1-1-10】 受注者は、下請契約を締結した場合、施工体制台帳及び施工体系図関係書類を下表により作成する。 施工体制台帳、施工体系図、下請負契約書（または注文書・請書、2次以下の下請け含む）、工事内容、建設業許可証、再下請通知書、主任技術者等の資格・所属書類 Point ・施工体制台帳、施工体系図を主任監督員に紙ベースで提出する。 ・工事担当技術者の施工体系図は、工事打合せ簿で提出する。 ・施工体制台帳及び施工体系図等は、工事完成後、発注者で1部保管する。 7. 工事施工に必要な書類 工事打合せ簿 ・協議、通知、提出、報告事項 ・軽微な施工計画の変更 ・立会願 ・段階確認書 ・工事履行報告書(毎月) ※休日・夜間作業届は、現道工事の場合、提出その他の工事は連絡 7-1 工事打合せ簿【必携4-2-7 共通仕様書3-1-1-8】 工事打合せ簿は、発注者と受注者が工事施工に関する協議事項や承諾事項、書類の提出などについて、その経緯や結論等を共通の理解とするため書面に記録するものである。 Point ・工事打合せ簿として処理する書類は、電子施工管理システム又は紙資料による方法で主任監督員に提出する。 ・また、工事打合せ簿は、工事完成図書としての納品時には、紙による提出を原則としており、電子による重複提出は行わない。 ・工事打合せ簿の内容欄には、発議事項の標題、経緯、結論等を簡潔に記載する。軽易な内容は、「別紙」添付とはせずに、工事打合せ簿1枚で完結するよう努める。	7. 工事施工に必要な書類 工事打合せ簿 ・協議、通知、提出、報告事項 ・軽微な施工計画の変更 ・立会願 ・段階確認書 ・工事履行報告書(毎月) ※休日・夜間作業届は、現道工事の場合、提出その他の工事は連絡 7-1 工事打合せ簿【共通仕様書3-1-1-7】 工事打合せ簿は、発注者と受注者が工事施工に関する協議事項や承諾事項、書類の提出などについて、その経緯や結論等を共通の理解とするため書面に記録するものである。 Point ・工事打合せ簿として処理する書類は、電子施工管理システム又は紙資料による方法で主任監督員に提出する。 ・また、工事打合せ簿は、工事完成図書としての納品時には、電子による提出を原則としており、紙による重複提出は行わない。 ・工事打合せ簿の内容欄には、発議事項の標題、経緯、結論等を簡潔に記載する。軽易な内容は、「別紙」添付とはせずに、工事打合せ簿1枚で完結するよう努める。 (1) 工事打合せ簿の発議項目 ① 発議事項は、「協議」「通知」「提出」「報告」事項とする。 □ 協議 書面に契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること。 ex. 設計図書と現地の相違 設計図書に関する疑義 等 □ 通知 工事の施工に関する事項について知らせること。 □ 提出 工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと。 ex 施工計画書の変更箇所 等

新旧対照表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
7. 工事施工に必要となる書類 7-3 工事写真 p36	7-2 休日・夜間作業連絡【契約書第 11 条、共通仕様書 第 1 編 1-1-1-36】 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合、官公庁の休日または夜間に作業を行うときには、事前に監督員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。 Point ・休日・夜間の作業がある場合は、主任監督員及び総括監督員にその旨を口頭、ファクシミリ、電子メール等により知らせる。 〔連絡すべき内容〕 ex. 工事名 一級河川〇〇川 河川改良工事 作業日 平成〇年〇月〇日（土） 作業時間 9:00～17:00 作業内容 A工区 護岸ブロック積 ・書面による提出は、現道上の工事のみである。 ・予め施工計画書に休日、夜間の作業日、作業内容を明記し、現地施工と相違のない場合は、報告は不要とする。 7-3 工事写真【共通仕様書 第3編 3-1-1-8、写真管理基準】 受注者は、写真管理基準「3. 撮影箇所一覧表」における写真管理項目「撮影頻度」に基づく写真を撮影し、監督員に提出する。 電子納品対象工事*においては、「工事完成図書の電子納品要領（国土交通省）」「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）（兵庫県）」に基づき電子成果品を作成する。 * 電子納品対象工事：設計金額 2 千万円以上の工事（緊急施工が必要な災害復旧工事等を除く） Point ・電子納品対象工事における工事写真は、紙と電子の両方を納品することを原則とする。 (1) 工事写真の構成 工事写真は、以下の構成でとりまとめる。 ①着手前及び完成写真 ②施工状況写真 ③安全管理写真 ④使用材料写真 ⑤品質管理写真 ⑥出来形管理写真 ⑦災害写真 ⑧事故写真 ⑨その他（公害、環境等） (2) ダイジェスト版 大規模工事に限り、受発注者間の事前協議の上、ダイジェスト版の提出を可とする。 ダイジェスト版には、以下の写真を掲載し、工事概要や施工の流れをまとめる。 ・着手前及び完成写真（全景又は代表部分写真） ・施工状況写真（施工計画書（6）施工方法に記載している施工手順毎*に、その概要が分かる最小限度の写真） * 施工計画書の作成例（P53）参照	Point ・休日・夜間の作業がある場合は、主任監督員及び総括監督員にその旨を口頭、ファクシミリ、電子メール等により知らせる。 〔連絡すべき内容〕 ex. 工事名 一級河川〇〇川 河川改良工事 作業日 平成〇年〇月〇日（土） 作業時間 9:00～17:00 作業内容 A工区 護岸ブロック積 ・書面による提出は、現道上の工事のみである。 ・予め施工計画書に休日、夜間の作業日、作業内容を明記し、現地施工と相違のない場合は、報告は不要とする。 7-3 工事写真【共通仕様書 第3編 3-1-1-7、写真管理基準】 受注者は、写真管理基準「3. 撮影箇所一覧表」における写真管理項目「撮影頻度」に基づく写真を撮影し、監督員に提出する。 電子納品対象工事*においては、「工事完成図書の電子納品要領（国土交通省）」「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）（兵庫県）」に基づき電子成果品を作成する。 * 電子納品対象工事：設計金額 2 千万円以上の工事（緊急施工が必要な災害復旧工事等を除く） Point ・電子納品対象工事における工事写真は、紙と電子の両方を納品することを原則とする。 (1) 工事写真の構成 工事写真は、以下の構成でとりまとめる。 ①着手前及び完成写真 ②施工状況写真 ③安全管理写真 ④使用材料写真 ⑤品質管理写真 ⑥出来形管理写真 ⑦災害写真 ⑧事故写真 ⑨その他（公害、環境等） (2) ダイジェスト版 大規模工事に限り、受発注者間の事前協議の上、ダイジェスト版の提出を可とする。 ダイジェスト版には、以下の写真を掲載し、工事概要や施工の流れをまとめる。 ・着手前及び完成写真（全景又は代表部分写真） ・施工状況写真（施工計画書（6）施工方法に記載している施工手順毎*に、その概要が分かる最小限度の写真） * 施工計画書の作成例（P53）参照

新旧対照表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
7. 工事施工に必要な書類 7-4 出来形管理 p38	〈例〉 掘削工 1000 m³の比較（工事目的物でない工種）、設計数量が1式計上（数量の比較できない工種）に対する比較は不要 〈注意すべき例〉 設計書内訳（アスファルト処分）1000m³の場合、計量伝票に基づき出来形数量表を記載 ②出来形成果表 - 出来形数値が規格に適合していることを確認する。 - 出来形成果表の項目は、出来形管理基準に定める測定項目とする。 例1 側溝工（プレキャストU型側溝、L型街渠 等）の出来形管理基準以外の出来形成果表は不要 〈側溝工の出来形管理基準〉 - 測定項目：基準高と延長  - 測定基準：施工延長 40m につき 1 箇所。40m 未満は、1 施工につき 2 箇所 施工延長 100m（測点間隔 20m）の場合 → 測定数 3 箇所のみでよい。 施工延長 30m（測点間隔 20m）の場合 → 測定数 2 箇所のみでよい。 例2 舗装工（表層）の出来形管理基準以外の出来形成果表は不要 〈舗装工（表層）出来形管理基準〉 - 測定項目：厚さと幅（個々の測定と 10 個の測定の平均値） - 測定基準：幅は、延長 80m 毎に 1 箇所 厚さは、延長 200m 毎に箇所の割でコアを採取し測定 〈延長 900m の舗装工事の場合〉 - 幅の管理は、12 箇所（900m ÷ 80m）必要 - 厚みの管理は、5 箇所（900m ÷ 200m）必要 〈延長 50m の舗装工事の場合〉 - 幅の管理は、1 箇所（50m ÷ 80m）必要 - 厚みの管理は、1 箇所（50m ÷ 200m）必要 ③出来形図 - 設計図書と出来形測定の結果に従って、設計値と実測値を記載し規格を満足していることを確認する。 ④出来形管理図 - 工事目的物が設計図書の規格を満足し、ばらつき程度を確認する。 - 測定数が 10 点未満のものは不要 例 側溝工 350m の場合は、出来形成果表のみの提出となり、出来形管理図の作成は不要 ※側溝工 350m の場合の測定数は、9 箇所（点） < 10 箇所（点）	〈例〉 掘削工 1000 m³の比較（工事目的物でない工種）、設計数量が1式計上（数量の比較できない工種）に対する比較は不要 〈注意すべき例〉 設計書内訳（アスファルト処分）1000m³の場合、計量伝票に基づき出来形数量表を記載 ②出来形成果表 - 出来形数値が規格に適合していることを確認する。 - 出来形成果表の項目は、出来形管理基準に定める測定項目とする。 例1 側溝工（プレキャストU型側溝、L型街渠 等）の出来形管理基準以外の出来形成果表は不要 〈側溝工の出来形管理基準〉 - 測定項目：基準高と延長  - 測定基準：施工延長 40m につき 1 箇所。40m 未満は、1 施工につき 2 箇所 施工延長 100m（測点間隔 20m）の場合 → 測定数 3 箇所のみでよい。 施工延長 30m（測点間隔 20m）の場合 → 測定数 2 箇所のみでよい。 例2 舗装工（表層）の出来形管理基準以外の出来形成果表は不要 〈舗装工（表層）出来形管理基準〉 - 測定項目：厚さと幅（個々の測定と 10 個の測定の平均値） - 測定基準：幅は、延長 80m 毎に 1 箇所 厚さは、延長 200m 毎に箇所の割でコアを採取し測定 〈延長 900m の舗装工事の場合〉 - 幅の管理は、12 箇所（900m ÷ 80m）必要 - 厚みの管理は、5 箇所（900m ÷ 200m）必要 〈延長 50m の舗装工事の場合〉 - 幅の管理は、1 箇所（50m ÷ 80m）必要 - 厚みの管理は、1 箇所（50m ÷ 200m）必要 ③出来形図 - 設計図書と出来形測定の結果に従って、設計値と実測値を記載し規格を満足していることを確認する。 ④出来形管理図 - 工事目的物が設計図書の規格を満足し、ばらつき程度を確認する。 （3）出来形管理書類に対する留意点 ①受注者は、契約図書に定められた工事目的物の設計値と出来形値を比較して、出来

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
7. 工事施工に必要な書類 7-5 品質管理 p40	例1 アスファルト舗装（材料） 骨材のふるい分け試験、骨材の密度及び吸水率試験、骨材中の粘土塊量の試験、粗骨材の軽量試験 等 〈品質管理基準〉 中規模以上の工事については、施工前、材料変更時に材料（必須）に関する品質管理が必要 → ・AS事前審査制度合格材料においては、認定書及びAS混合物総括表を施工前に提出する。 ・材料変更の場合に、変更した材料が事前審査制度合格材料である場合は、同様とする。 例2 セメントコンクリート（材料） アルカリ骨材反応対策 〈品質管理基準〉 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合に必要 → ・仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくてもよいものは不要。 ・JIS 認証製品の品質証明については、検査時に受注者による提示でよい。 例1 鉄筋（ミルシート） ・JISの品質規格適合性、品質証明と現地搬入資材の整合性については、受注者で確認する。 ・確認した結果として、ミルシート、タグ、ロールマークの写真を整理し検査時に監督員に提示する。提出は不要。 ・セメントコンクリート二次製品については、セメントコンクリート二次製品取扱要領により品質管理を行う。 ②工程能力図及び品質管理図表 ・品質管理基準に基づく測定数が10点未満の場合は不要 （3）品質管理書類に対する留意点 ①受注者は、契約図書に定められた工期目的物の品質規格を確保するために、<u>土木工事施工管理基準に定める「品質管理基準」に基づき品質管理を行う。</u> ②「7-5 品質管理」は共通工種の表記としているため、<u>特定工種において求められる品質管理が存在する場合は実施すること。</u> ③発注者は、求める工事目的物が、「品質管理基準」に基づく品質が確保されたものであることを確認する。 ④設計仕様（品質・性能・形状・寸法）に合致した目的物であることをデータにより確認する。	例1 アスファルト舗装（材料） 骨材のふるい分け試験、骨材の密度及び吸水率試験、骨材中の粘土塊量の試験、粗骨材の軽量試験 等 〈品質管理基準〉 中規模以上の工事については、施工前、材料変更時に材料（必須）に関する品質管理が必要 → ・AS事前審査制度合格材料においては、認定書及びAS混合物総括表を施工前に提出する。 ・材料変更の場合に、変更した材料が事前審査制度合格材料である場合は、同様とする。 例2 セメントコンクリート（材料） アルカリ骨材反応対策 〈品質管理基準〉 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合に必要 → ・仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくてもよいものは不要。 ・JIS 認証製品の品質証明については、検査時に受注者による提示でよい。 例1 鉄筋（ミルシート） ・JISの品質規格適合性、品質証明と現地搬入資材の整合性については、受注者で確認する。 ・確認した結果として、ミルシート、タグ、ロールマークの写真を整理し検査時に監督員に提示する。提出は不要。 ・セメントコンクリート二次製品については、セメントコンクリート二次製品取扱要領により品質管理を行う。 （3）品質管理書類に対する留意点 ①受注者は、契約図書に定められた工期目的物の品質規格を確保するために、<u>土木工事施工管理基準に定める「品質管理基準」に基づき品質管理を行う。</u> ②「7-5 品質管理」は共通工種の表記としているため、<u>特定工種において求められる品質管理が存在する場合は実施すること。</u> ③発注者は、求める工事目的物が、「品質管理基準」に基づく品質が確保されたものであることを確認する。 ④設計仕様（品質・性能・形状・寸法）に合致した目的物であることをデータにより確認する。 7-6 納品伝票等【共通仕様書 第1編 1-1-1-23、第3編 3-1-1-6】 受注者は、伝票類記載の数量等を取りまとめた「一覧表」を監督員に提出する。

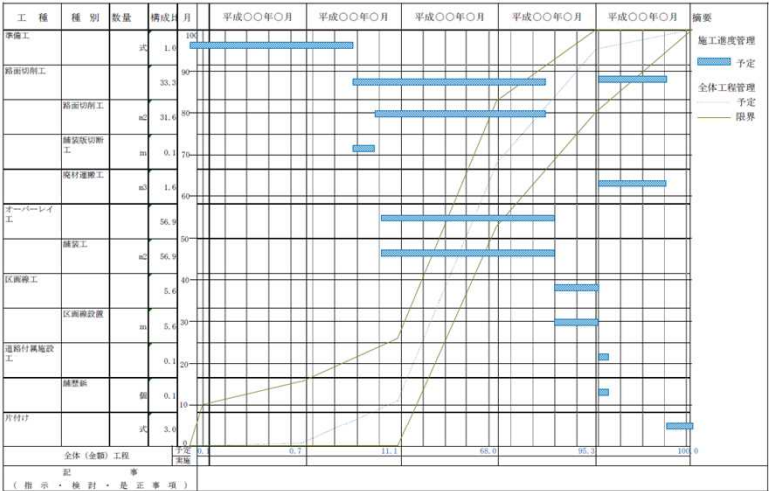
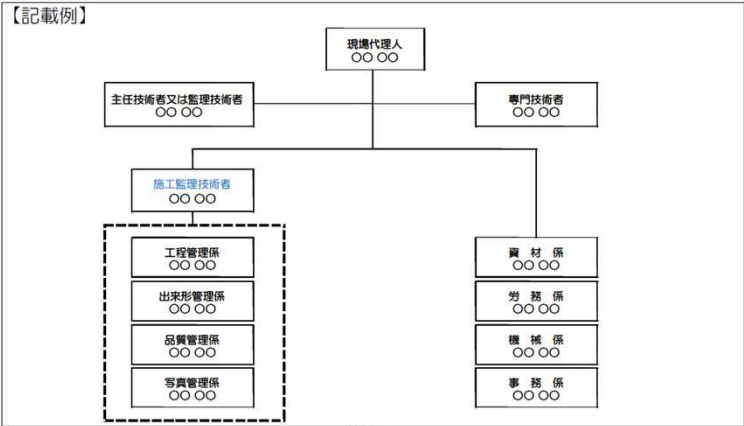
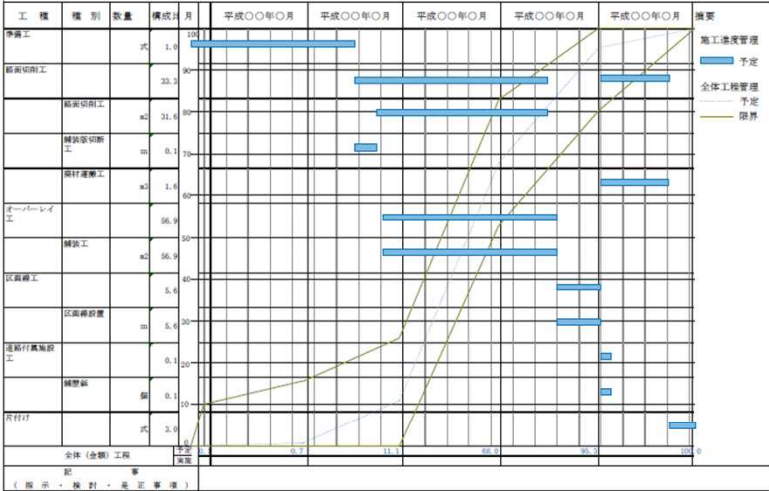
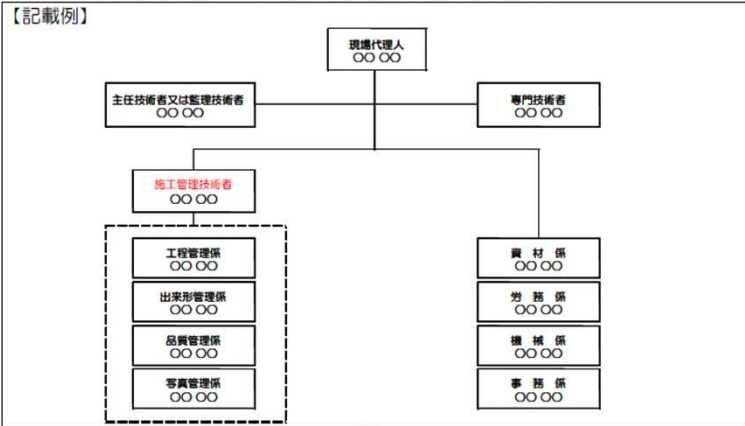
新旧対照表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】																																																																																																								
8. 工事完成検査時に必要となる書類	8. 工事完成検査時に必要となる書類【契約書、共通仕様書第3編 3-1-1-8】	8. 工事完成検査時に必要となる書類【契約書、共通仕様書第3編 3-1-1-8】																																																																																																								
p43	工事完了 → 工事完成届兼引渡書 → 完成図書 → 提出 → 主任監督員の確認 → 総括監督員の確認 → 工事検査 → 請求書 → 40日以内に支払い → 工事完成図書一覧表 → 発注者で保管書類 / 受注者で保管書類 14日以内	工事完了 → 工事完成届兼引渡書 → 完成図書 → 提出 → 主任監督員の確認 → 総括監督員の確認 → 工事検査 → 請求書 → 40日以内に支払い → 工事完成図書一覧表 → 発注者で保管書類 / 受注者で保管書類 14日以内																																																																																																								
	工事検査時に必要となる工事完成図書は、以下の書類とする。	工事検査時に必要となる工事完成図書は、以下の書類とする。																																																																																																								
	<table><tr><th>提出・提示書類（書類属性既定義）</th><th>部数</th><th>書類の取扱い</th><th>出典</th></tr><tr><td>① 工事完成届</td><td>1</td><td>提出</td><td>契約書 第3 1 条 共通編第1編 1-1-1-20</td></tr><tr><td>② 工事打合簿（再掲載） （出来形、品質管理資料含む）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-8</td></tr><tr><td>③ 施工計画書（土木工事承諾願含む）（再掲載）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-8</td></tr><tr><td>④ 完成図面（再掲載）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-8</td></tr><tr><td>⑤ 工事写真 （工事管理状況写真含む）（電子納品） （再掲載）（ダイジェスト版）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-8</td></tr><tr><td>⑥ 工事履行報告書（再掲載）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-8</td></tr><tr><td>⑦ 段階確認書、立会願（再掲載）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-8</td></tr><tr><td>⑧ 安全管理（再掲載）</td><td>1</td><td>提示</td><td>共通編第1編 1-1-1-26</td></tr><tr><td>⑨ 建設業退職金制度の履行確認</td><td>1</td><td>提示</td><td>入札のしおり第2 3 共通編第1編 1-1-1-40</td></tr><tr><td>⑩ 再資源化等報告書*2 （再生資源利用計画書実施書） （再生資源利用促進計画書実施書）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第1編 1-1-1-18</td></tr><tr><td>⑪ 納品伝票一覧表*3</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-6</td></tr><tr><td>⑫ 工事管理状況に関する書類、記録等</td><td>1</td><td>提示</td><td>共通編第1編 1-1-1-20</td></tr></table>	提出・提示書類（書類属性既定義）	部数	書類の取扱い	出典	① 工事完成届	1	提出	契約書 第3 1 条 共通編第1編 1-1-1-20	② 工事打合簿（再掲載） （出来形、品質管理資料含む）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8	③ 施工計画書（土木工事承諾願含む）（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8	④ 完成図面（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8	⑤ 工事写真 （工事管理状況写真含む）（電子納品） （再掲載）（ダイジェスト版）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8	⑥ 工事履行報告書（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8	⑦ 段階確認書、立会願（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8	⑧ 安全管理（再掲載）	1	提示	共通編第1編 1-1-1-26	⑨ 建設業退職金制度の履行確認	1	提示	入札のしおり第2 3 共通編第1編 1-1-1-40	⑩ 再資源化等報告書*2 （再生資源利用計画書実施書） （再生資源利用促進計画書実施書）	1	提出	共通編第1編 1-1-1-18	⑪ 納品伝票一覧表*3	1	提出	共通編第3編 3-1-1-6	⑫ 工事管理状況に関する書類、記録等	1	提示	共通編第1編 1-1-1-20	<table><tr><th>提出・提示書類（書類属性既定義）</th><th>部数</th><th>書類の取扱い</th><th>出典</th></tr><tr><td>① 工事完成届</td><td>1</td><td>提出</td><td>契約書 第3 1 条 共通編第1編 1-1-1-20</td></tr><tr><td>② 工事打合簿（再掲載） （出来形、品質管理資料含む）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-7</td></tr><tr><td>③ 施工計画書（土木工事承諾願含む）（再掲載）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-7</td></tr><tr><td>④ 完成図面（再掲載）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-7</td></tr><tr><td>⑤ 工事写真 （工事管理状況写真含む）（電子納品） （再掲載）（ダイジェスト版）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-7</td></tr><tr><td>⑥ 工事履行報告書（再掲載）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-7</td></tr><tr><td>⑦ 段階確認書、立会願（再掲載）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-7</td></tr><tr><td>⑧ 安全管理（再掲載）</td><td>1</td><td>提示</td><td>共通編第1編 1-1-1-26</td></tr><tr><td>⑨ 建設業退職金制度の履行確認</td><td>1</td><td>提示</td><td>入札のしおり第2 3 共通編第1編 1-1-1-40</td></tr><tr><td>⑩ 再資源化等報告書*2 （再生資源利用計画書実施書） （再生資源利用促進計画書実施書）</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第1編 1-1-1-18</td></tr><tr><td>⑪ 納品伝票一覧表*3</td><td>1</td><td>提出</td><td>共通編第3編 3-1-1-6</td></tr><tr><td>⑫ 工事管理状況に関する書類、記録等</td><td>1</td><td>提示</td><td>共通編第1編 1-1-1-20</td></tr></table>	提出・提示書類（書類属性既定義）	部数	書類の取扱い	出典	① 工事完成届	1	提出	契約書 第3 1 条 共通編第1編 1-1-1-20	② 工事打合簿（再掲載） （出来形、品質管理資料含む）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7	③ 施工計画書（土木工事承諾願含む）（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7	④ 完成図面（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7	⑤ 工事写真 （工事管理状況写真含む）（電子納品） （再掲載）（ダイジェスト版）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7	⑥ 工事履行報告書（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7	⑦ 段階確認書、立会願（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7	⑧ 安全管理（再掲載）	1	提示	共通編第1編 1-1-1-26	⑨ 建設業退職金制度の履行確認	1	提示	入札のしおり第2 3 共通編第1編 1-1-1-40	⑩ 再資源化等報告書*2 （再生資源利用計画書実施書） （再生資源利用促進計画書実施書）	1	提出	共通編第1編 1-1-1-18	⑪ 納品伝票一覧表*3	1	提出	共通編第3編 3-1-1-6	⑫ 工事管理状況に関する書類、記録等	1	提示	共通編第1編 1-1-1-20
提出・提示書類（書類属性既定義）	部数	書類の取扱い	出典																																																																																																							
① 工事完成届	1	提出	契約書 第3 1 条 共通編第1編 1-1-1-20																																																																																																							
② 工事打合簿（再掲載） （出来形、品質管理資料含む）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8																																																																																																							
③ 施工計画書（土木工事承諾願含む）（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8																																																																																																							
④ 完成図面（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8																																																																																																							
⑤ 工事写真 （工事管理状況写真含む）（電子納品） （再掲載）（ダイジェスト版）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8																																																																																																							
⑥ 工事履行報告書（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8																																																																																																							
⑦ 段階確認書、立会願（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-8																																																																																																							
⑧ 安全管理（再掲載）	1	提示	共通編第1編 1-1-1-26																																																																																																							
⑨ 建設業退職金制度の履行確認	1	提示	入札のしおり第2 3 共通編第1編 1-1-1-40																																																																																																							
⑩ 再資源化等報告書*2 （再生資源利用計画書実施書） （再生資源利用促進計画書実施書）	1	提出	共通編第1編 1-1-1-18																																																																																																							
⑪ 納品伝票一覧表*3	1	提出	共通編第3編 3-1-1-6																																																																																																							
⑫ 工事管理状況に関する書類、記録等	1	提示	共通編第1編 1-1-1-20																																																																																																							
提出・提示書類（書類属性既定義）	部数	書類の取扱い	出典																																																																																																							
① 工事完成届	1	提出	契約書 第3 1 条 共通編第1編 1-1-1-20																																																																																																							
② 工事打合簿（再掲載） （出来形、品質管理資料含む）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7																																																																																																							
③ 施工計画書（土木工事承諾願含む）（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7																																																																																																							
④ 完成図面（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7																																																																																																							
⑤ 工事写真 （工事管理状況写真含む）（電子納品） （再掲載）（ダイジェスト版）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7																																																																																																							
⑥ 工事履行報告書（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7																																																																																																							
⑦ 段階確認書、立会願（再掲載）	1	提出	共通編第3編 3-1-1-7																																																																																																							
⑧ 安全管理（再掲載）	1	提示	共通編第1編 1-1-1-26																																																																																																							
⑨ 建設業退職金制度の履行確認	1	提示	入札のしおり第2 3 共通編第1編 1-1-1-40																																																																																																							
⑩ 再資源化等報告書*2 （再生資源利用計画書実施書） （再生資源利用促進計画書実施書）	1	提出	共通編第1編 1-1-1-18																																																																																																							
⑪ 納品伝票一覧表*3	1	提出	共通編第3編 3-1-1-6																																																																																																							
⑫ 工事管理状況に関する書類、記録等	1	提示	共通編第1編 1-1-1-20																																																																																																							
	*1 工事完成図書一覧表 検査時に提出・提示した書類について、工事検査立会者と受注者により書類内容、検査後の内容、保管先について確認を行い、書類の提出・提示・保管の共通認識を図る。	*1 工事完成図書一覧表 検査時に提出・提示した書類について、工事検査立会者と受注者により書類内容、検査後の内容、保管先について確認を行い、書類の提出・提示・保管の共通認識を図る。																																																																																																								

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】																																								
8. 工事完成検査時に必要となる書類	*2 再資源化等報告書 建設リサイクル法 第 18 条第 1 項により受注者からの提出が必要な書類であり、「建設副産物実態調査」においても必要となることから、再生資源利用実施と併せ紙ベースでの提出が必要である。 *3 納品伝表一覧表には、受注者名及び印が必要	*2 再資源化等報告書 建設リサイクル法 第 18 条第 1 項により受注者からの提出が必要な書類であり、「建設副産物実態調査」においても必要となることから、再生資源利用実施と併せ紙ベースでの提出が必要である。なお、本書類は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成しなければならない。 *3 納品伝表一覧表には、受注者名及び印が必要																																								
p44	9. 部分払いに必要な書類 【契約書第 37 条、共通仕様書 第 1 編 1-1-1-21、必携様式 8-1、8-2】 受注者は、契約担当者に部分払い等の請求をする場合、「<u>請負工事既済部分確認請求書</u>」（様式 8-1）及び「<u>工事出来形報告書</u>」（様式 8-2）とともに以下の書類を監督員に提出する。（部分払い等の請求は、契約時に「部分払い制度」を選択した場合のみ可能である。） 契約担当者は、部分払い等の請求を受けた日から 14 日以内に確認検査を行う。 〈確認検査時に要する資料〉 <table><tr><th>提出書類</th><th>部数</th><th colspan="2">備 考</th></tr><tr><td>図 面</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形部分と未完成部分に分かる図面</td></tr><tr><td>写 真</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形部分の全景写真（主たる工種 1 枚程度）</td></tr><tr><td>工程表</td><td>1</td><td>提出</td><td>施工計画書提出時の工程表に履行状況を記入</td></tr><tr><td>出来形数量表</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形数量を算出した資料</td></tr></table> 10. その他の書類 10-1 事故発生時に必要となる書類【共通仕様書 第 1 編 1-1-1-29】 （1）速報（第 1 報） 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に連絡した後に、速やかに事故発生報告書（速報）を監督員に提出しなければならない。 ①事故発生の事実を直ちに連絡 ・受注者は、事故発生後、直ちに報告（口頭報告） ・特に、重大な事故の場合は、可能な限り直ちに報告 〈報告内容〉 事故発生日時・場所、事故の概要、傷病名・傷病の程度、事故発生後の応急措置 等 〈重大な事故〉 人的被害がある場合、人的被害はないが工事現場外に影響が生じる場合 等 ②事故発生報告書（速報）の提出（事故の概要を速やかに報告） ・上記①の口頭報告の後、速やかに「事故発生報告書（速報）」を提出 - 事故発生報告書（速報）…土木請負工事必携：様式 25 ・特に、重大な事故の場合は、可能な限り速やかに提出 ※資料が整わなくとも、事故発生当日の夕刻までに第 1 報を提出	提出書類	部数	備 考		図 面	1	提出	出来形部分と未完成部分に分かる図面	写 真	1	提出	出来形部分の全景写真（主たる工種 1 枚程度）	工程表	1	提出	施工計画書提出時の工程表に履行状況を記入	出来形数量表	1	提出	出来形数量を算出した資料	9. 部分払いに必要な書類 【契約書第 37 条、共通仕様書 第 1 編 1-1-1-21、必携様式 8-1、8-2】 受注者は、契約担当者に部分払い等の請求をする場合、「<u>請負工事既済部分確認請求書</u>」（様式 8-1）及び「<u>工事出来形報告書</u>」（様式 8-2）とともに以下の書類を監督員に提出する。（部分払い等の請求は、契約時に「部分払い制度」を選択した場合のみ可能である。） 契約担当者は、部分払い等の請求を受けた日から 14 日以内に確認検査を行う。 〈確認検査時に要する資料〉 <table><tr><th>提出書類</th><th>部数</th><th colspan="2">備 考</th></tr><tr><td>図 面</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形部分と未完成部分に分かる図面</td></tr><tr><td>写 真</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形部分の全景写真（主たる工種 1 枚程度）</td></tr><tr><td>工程表</td><td>1</td><td>提出</td><td>施工計画書提出時の工程表に履行状況を記入</td></tr><tr><td>出来形数量表</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形数量を算出した資料</td></tr></table> 10. その他の書類 10-1 事故発生時に必要となる書類【共通仕様書 第 1 編 1-1-1-29】 （1）速報（第 1 報） 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に連絡した後に、速やかに事故発生報告書（速報）を監督員に提出しなければならない。 ①事故発生の事実を直ちに連絡 ・受注者は、事故発生後、直ちに報告（口頭報告） ・特に、重大な事故の場合は、可能な限り直ちに報告 〈報告内容〉 事故発生日時・場所、事故の概要、傷病名・傷病の程度、事故発生後の応急措置 等 〈重大な事故〉 人的被害がある場合、人的被害はないが工事現場外に影響が生じる場合 等 ②事故発生報告書（速報）の提出（事故の概要を速やかに報告） ・上記①の口頭報告の後、速やかに「事故発生報告書（速報）」を提出 - 事故発生報告書（速報）…土木請負工事必携：様式 25 ・特に、重大な事故の場合は、可能な限り速やかに提出 ※資料が整わなくとも、事故発生当日の夕刻までに第 1 報を提出	提出書類	部数	備 考		図 面	1	提出	出来形部分と未完成部分に分かる図面	写 真	1	提出	出来形部分の全景写真（主たる工種 1 枚程度）	工程表	1	提出	施工計画書提出時の工程表に履行状況を記入	出来形数量表	1	提出	出来形数量を算出した資料
提出書類	部数	備 考																																								
図 面	1	提出	出来形部分と未完成部分に分かる図面																																							
写 真	1	提出	出来形部分の全景写真（主たる工種 1 枚程度）																																							
工程表	1	提出	施工計画書提出時の工程表に履行状況を記入																																							
出来形数量表	1	提出	出来形数量を算出した資料																																							
提出書類	部数	備 考																																								
図 面	1	提出	出来形部分と未完成部分に分かる図面																																							
写 真	1	提出	出来形部分の全景写真（主たる工種 1 枚程度）																																							
工程表	1	提出	施工計画書提出時の工程表に履行状況を記入																																							
出来形数量表	1	提出	出来形数量を算出した資料																																							

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【H29年3月版】	新 【H30年10月版】
施工計画書の作成例（通常工事：契約金額250万円以上） p50	2. 計画工程表 【記載すべき内容】 - 当該工事の計画工程表を、工程管理が適切に行える方式で作成し記載する。 - 契約図書の工事内訳書を参考に工程管理が適切に行える工種を記載すること。 - 工程に影響のある地元調整等未了である場合でも予定として記載し、未記入にはしないこと。調整完了後変更工程表として提出することとする。  3. 現場組織表 【記載すべき内容】 - 当該工事の現場組織について、役割、担当者氏名を記載する。 【記載例】  - 50 -	2. 計画工程表 【記載すべき内容】 - 当該工事の計画工程表を、工程管理が適切に行える方式で作成し記載する。 - 契約図書の工事内訳書を参考に工程管理が適切に行える工種を記載すること。 - 工程に影響のある地元調整等未了である場合でも予定として記載し、未記入にはしないこと。調整完了後変更工程表として提出することとする。  3. 現場組織表 【記載すべき内容】 - 当該工事の現場組織について、役割、担当者氏名を記載する。 【記載例】  - 50 -

新旧对照表

項目

旧【H29年3月版】

新【H30年10月版】

施工計画書の作成例（通常工事：契約金額250万円以上）

p52

6. 主要資材

【添付を求める資料】

・「使用材料一覧表」を添付する。

使用材料一覧表 [確認・承諾]※1														
No.	使用する材料の名称	材料の規格等	材料のJIS規格の有無（有りの場合○）	工場のJIS表示認定（認証）の有無（有りの場合○及び番号）	主要資材（該当する場合○）	県内産品（使用の場合○）	製造会社名または工場名、所在地（または土取場名）	使用材料確認書を提出の場合○	土木承認書を提出の場合○	提出区分	県内本店（使用の場合○）※2	購入社名、所在地※3	附属資料の名称※4	県内産品未使用の場合○※5

6. 主要資材

【添付を求める資料】

・「使用材料一覧表」を添付する。

使用材料一覧表 [確認・承諾]※1													
No.	使用する材料の名称	材料の規格等	材料のJIS規格の有無（有りの場合○）	県内産品（使用の場合○）	製造会社名または工場名、所在地（または土取場名）	提出区分	県内本店（使用の場合○）※2	購入社名、所在地※3	附属資料の名称※4	県内産品未使用の場合○※5			

新旧对照表

[illegible]